

～小松島市立児童福祉施設使用申請と使用の注意事項について～

小松島市では、子育て環境の充実や地域の子育て支援リーダーの育成を目指し、子育てサークル活動や子育て支援ボランティアの打ち合わせ等の活動に市立児童福祉施設の一室を貸し出しします。

(1) 申請できる方

- ・個人は、小松島市に住民登録のある方
- ・団体は、参加者の半数以上が小松島市に住民登録のある団体

(2) 使用目的について

以下の活動に限り使用できます。

- ・子育てサークル活動
- ・子育てボランティア活動に関する会議、打ち合わせ、作業等
- ・その他子育てに関する支援活動で、市長が適当と認めたもの

(3) 使用できる施設について

- ・市立児童福祉施設の一室（※使用できる施設については、予約時に児童福祉課で活動内容等をお伺いしご案内します）

(4) 施設を使用できる日及び時間

以下の日時とします。

- ・市立児童福祉施設開所日の月曜日から金曜日（※祝日は除きます）
- ・上記曜日の午前9時～午後5時までの間で、児童福祉課が指定する時間

(5) 施設の使用予約について

施設使用予定日の属する月の3箇月前の初日から使用の予約ができます。まずは、予約をしてください。空き状況の確認及び予約は電話・メール・FAXでできます。

※児童福祉施設の運営や行事が優先されるため、予約をお受けできない場合もあります。

(6) 施設の使用申請について

◆施設使用申請◆

『施設使用許可申請書』を使用予定日（を含む）の14日前までに提出して

ください。申請書受理後、審査を行い『施設使用許可書』を交付します。

◆施設使用変更許可申請書◆

申請内容を変更する場合は、必ず児童福祉課へ連絡し、『施設使用変更許可申請書』を提出してください。ただし、変更内容によっては施設の使用を承認できない場合もあります。

◆施設使用取消◆

使用を取りやめる場合は、必ず児童福祉課へ連絡し、『施設使用中止届出書』を提出してください。また『施設使用許可書』もご返却ください。

(7) 施設の使用回数について

個人または一団体につき使用回数は月1回までとし、1回の使用日数は2日以内とします。

(8) 申請及び使用上の注意

- ・営利目的の施設使用は禁止です。もし、営利目的に使用していることが判明した場合は施設の使用の許可を取り消します。また使用目的によっては、貸出をお断りする場合もあります。
- ・施設管理上支障があると認められる場合や使用室以外の場所に影響がでるおそれがある場合は、貸出をお断りすることもあります。
- ・施設使用の際には、『施設使用許可書』を施設職員に提示してください。職員の指示に従って使用してください。
- ・施設の使用時間は厳守してください。使用時間には準備と片付けの時間も含まれます。使用後は必ず清掃し、備品も元どおりに戻してください。また、ごみはお持ち帰りください。使用後は、施設職員の点検を受けてください。
- ・駐車場は所定の位置を使用してください。
- ・施設、付属設備、備品等をき損、汚損、滅失した場合は相当額を弁償していただきます。
- ・火災・停電・盗難その他の事故により、使用者に被害が生じた場合、施設及び駐車場に設置管理上の瑕疵がない限り、その責任は負いかねます。
- ・警報発令時は、施設の使用を中止します。

(9) 遵守事項について

以下のことを遵守してください。

- ・施設運営及び行事を優先すること

- 職員の指示に従うこと
- 公の秩序又は善良な風俗を書さないこと
- 営利活動、政治活動、宗教活動をしないこと
- 施設、設備等をき損し、又は汚損しないこと
- 施設又は備品の現状を変更しないこと
- 備品を施設外へ持ち出さないこと
- 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと
- 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと
- 使用室及びトイレや手洗い場以外へはみだりに立ち入らないこと
- 使用室以外での写真撮影、動画撮影はしないこと
- 所定の場所以外では飲食しないこと
- 施設内及び駐車場で喫煙しないこと
- 駐車場は所定の位置に駐車すること

お問い合わせは

〒773-8501

小松島市横須町1番1号

小松島市役所 児童福祉課

子ども・子育て支援担当

TEL0885-32-2114

FAX0885-32-3738